

令和6年度（令和5年1月から令和5年12月までの収入）

給与支払報告書（総括表） 給与支払報告書（個人別明細書）の提出について

青森市では、市民税・県民税特別徴収の全事業所一斉実施を、平成27年度課税分より行っています。
原則として、所得税の源泉徴収義務のある事業者（給与支払者）は特別徴収義務者として指定します。ただし、「給与支払報告書（総括表）」及び「普通徴収者用仕切り紙」（桃色）に記載している理由に該当するときのみ普通徴収としますので、以下の記入方法に従ってご提出ください。

- 提出先** 給与の支払いを受けている方の令和6年1月1日現在の住所所在地の市町村長あてに提出してください。
（令和5年中に退職した方については、退職時の住所所在地の市町村長あてに提出してください。）
- 提出期限** 令和6年1月31日(水)（期日に遅れますと令和6年度の特別徴収開始が7月以降になる場合があります。
※通常は6月～5月の12回で徴収します。）
※提出期限直前の1週間は窓口が大変込み合いますので、早めのご提出をお願いします。
- 提出部数** 「総括表」1枚、「仕切り紙」特別徴収者用（水色）と普通徴収者用（桃色）を各1枚、「個人別明細書」を1人につき1枚提出してください。
※「個人別明細書」は、1人につき1枚の提出に変更になりましたのでご注意ください。
※「個人別明細書」は、2種類ありますのでご注意ください。

	2枚複写	3枚複写
1枚目	市町村へ提出	市町村へ提出
2枚目(源泉徴収票)	受給者へ交付	税務署へ提出
3枚目(源泉徴収票)	—	受給者へ交付

※2枚複写⇒ 一般用
※3枚複写⇒ 支払金額が500万円を超える方
※役員の場合は150万円を超える方

《個人事業主の本人確認書類》

給与支払者が個人事業主の場合は、マイナンバー（個人番号）の番号確認（個人番号カードなど）及び身元確認書類（運転免許証など）による本人確認が必要です。代理人が提出する場合は、あわせて代理人の身元確認及び代理権の確認（委任状など）が必要です。郵送による提出の場合は、写しを同封してください。
詳細については、青森市ホームページをご確認いただくか、直接お問い合わせください。

- 総括表** 令和5年度に特別徴収をされている事業所には「総括表」を、給与支払報告書仕切り紙（特別徴収…水色、普通徴収…桃色）と一緒に、11月10日付けで郵送しています。
※「総括表」に印字されている住所・名称等が異なる場合は、赤字で訂正してください。
また、「総括表」及び「仕切り紙」は青森市ホームページの「くらしのガイド」>「税金」>「個人市民税」>「個人市民税の特別徴収に関すること」からダウンロードできます。

《記入例》

令和6年度 給与支払報告書(総括表)

99

	指定番号													
	(あて先)青森市長 令和6年1月22日提出													
給与支払者のマイナンバー(個人番号または法人番号)を記入してください。(右づめ)	給与の支払期間 令和5年1月分から12月分まで													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	
名称には、必ずフリガナをつけてください。	フリガナ カブシキガイシャ タックスショウジ											事業種目 サービス業		
方書がある場合は、必ず記入してください。 ※総括表に印字されている住所等が異なる場合は、赤字で訂正してください。	フリガナ アオモリシチュウオウイッチョウメ											受給者総人員 80人		
連絡先の電話番号、担当者名を忘れずに記入してください。会計事務所等に事務を依頼されている場合は、名称及び担当者名、電話番号を記入してください。	〒030-0822 青森市中央一丁目22番5号 △ビル3F											特別徴収対象者 30人		
いずれかに丸印をつけてください。前職分を含めて年末調整した場合は、個人別明細書の摘要欄にその内容を記入してください。	代表取締役 青森 健太郎											普通徴収対象者(退職者) 5人		
	フリガナ 総務課 給与係											普通徴収対象者(退職者を除く) 15人		
	氏名 東北 一郎 (電話 017-734-1111)											報告人員の合計 50人		
	〇〇会計事務所											所轄税務署名 青森 税務署		
	氏名 青森 〇〇 (電話 017-734-5197)											給与の支払方法及びその期日 月給 毎月21日		
	前職分の支払金額等を含んでいるか <input checked="" type="radio"/> はい											住民税特別徴収納入書の送付 <input checked="" type="radio"/> 必要 <input type="radio"/> 不要		
												合算している者の個人別明細書の摘要欄に前職の内容を記入したか確認してください。		

市町村処理欄ですので、何も記入しないでください。

令和6年1月1日現在、給与等の支払いを受けている方の総人数を必ず記入してください。
(青森市以外に報告する方も含みます。)

普通徴収の場合は、必ず内訳及び合計を記入してください。
また、個人別明細書の摘要欄に理由の略号(A~E)を記入してください。

今回、青森市へ提出する個人別明細書の件数を記入してください。
※1人の方に対して2件の個人別明細書を作成した場合は、2人とカウントします。

いずれかに丸印をつけてください。

5 個人別明細書

作成した個人別明細書は、給与から市民税・県民税を徴収する人（特別徴収者）と徴収しない人（普通徴収者）に分け、給与支払報告書仕切り紙（特別徴収…水色、普通徴収…桃色）に人数を記入の上、それぞれに添付し提出してください。記入については下記の記入例を参考にいただき、記入後は再度内容をご確認ください。

<<記入例>>

氏名、生年月日、住所、マイナンバーは漏れなく記入してください

記入例説明（左図の数字と各番号が対応しています）

⑥ 給与支払報告書（個人別明細書）

※	※種別	※整理番号	※
※区分	(受給者番号)	0123-A-4567	
住所	(個人番号)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 0	
1 青森市中央五丁目5番5号 青い森マンション505	(役職名)	課長	
	氏名	アオモリ タロウ	
	名	青森 太郎	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給料・賞与	6,270,000	4,574,400	2,276,004
源泉控除対象配偶者	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数	16歳未満扶養親族の数
4 有無等	5 老人	6 特定	7 障害者(本人を除く)
有 従有	360,000	1	5
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
896,204	115,000	44,800	132,300
(摘要)	20 (1) 青森 六郎 (年少)	22 E	26
21 前職 (株)甲野商会 令和5年3月31日退職 給与 2,040,000円 源泉 97,260円 社保 318,045円			
生命保険料の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額
9 24,000	9 36,000	9 48,000	9 53,000
住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除適用	10 26	11 26
10 2	14 225,000	12 住	13 13,500,000
14 225,000	15 960,000	16 9,000,000	17 72,000
(フリガナ) アオモリ ハナ	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額
18 氏名 青森 花子	15 960,000	16 9,000,000	17 72,000
個人番号 1:2:3:4:5:6:7:8:9:0:1:1	19 1	19 26	19 26
(フリガナ) アオモリ イチロウ	氏名 青森 一郎	個人番号 1:2:3:4:5:6:7:8:9:0:1:2	19 26
1 氏名 青森 一郎	個人番号 1:2:3:4:5:6:7:8:9:0:1:2	19 26	19 26
2 氏名	個人番号	19 26	19 26
3 氏名	個人番号	19 26	19 26
4 氏名	個人番号	19 26	19 26
23	24 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	25 昭和 50 11 15	26
25	26	27 株式会社 TAX商事	28 017-734-1111

- 令和6年1月1日現在の住所を記入してください。
- 特別徴収の税額通知書に受給者番号（社員コード等）の記入を希望する場合に記入してください。
- 給与の支払いを受ける者のマイナンバー（個人番号）を記入してください。
- 【有】欄には、年末調整の適用を受けている場合で控除対象配偶者(※2)を有しているときは○を記入してください。年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者(※3)を有しているときに○を記入してください。※控除対象配偶者（源泉控除対象配偶者）の方が、昭和29年1月1日以前生まれの場合は【老人】欄にも○を記入してください。
- 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記入してください。
- 【特定】【その他】欄には、対象となる扶養親族がいる場合、人数を記入してください。【老人】欄には、老人扶養親族がいる場合、点線の右側に人数を記入し、そのうち同居している者の人数を、点線の左側に記入してください。
- 【特別】欄には、控除対象配偶者や扶養親族が特別障害者である場合、その人数を点線の右側に記入し、そのうち同居している方の人数を点線の左側に記入します。【その他】欄は、特別障害者以外の人数を記入してください。※同一生計配偶者(※1)（控除対象配偶者を除く。）が障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を摘要欄に記入してください。
- 配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養親族の対象となる扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち、非居住者(※4)の人数を記入してください。
- 生命保険料の控除額を記入する場合は、令和5年中に支払いがあった保険料の支払額を、該当する欄に記入してください。
- 住宅借入金等特別控除の適用数を記入してください。
- 住宅借入金等特別控除の適用を受けた家屋に居住を開始した年月日を、和暦で記入してください。
- 住宅借入金等特別控除の区分を記入してください。

※合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下 → 320,000円
2,450万円超2,500万円以下 → 160,000円
2,500万円超 → 0円

- ⑩の適用数が2以上ある場合、住宅借入金等の年末残高を記入してください。
- 住宅借入金等特別控除額が算出税額を超えるため年末調整で控除しきれない控除額がある場合に記入してください。※控除しきれない額ではなく、控除可能額を記入します。
- 配偶者(特別)控除の適用を受けている場合、配偶者の合計所得（見積額）を記入してください。年末調整の適用を受けない方でも源泉控除対象配偶者がいる場合は記入してください。
- 受給者の合計所得金額が2,400万円超で基礎控除の額が48万円以外になる場合は、該当する額を記入してください。

表示	控除対象扶養親族の区分
空欄	居住者
O1	非居住者(30歳未満又は70歳以上)
O2	非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)
O3	非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)
O4	非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)

※ 留学生とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
※ 38万円以上送金とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

なお、30歳以上70歳未満の非居住者が上記O2～O4の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記入してください。

- 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合は5人目以降のマイナンバーを記入し、②欄の氏名との対応関係が分かるように、マイナンバーの前に括弧書きの数字を記入してください。
- 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合は5人目以降の氏名を記入し、⑨欄のマイナンバーとの対応関係が分かるように、氏名の前に括弧書きの数字を記入してください。※16歳未満である場合は「(年少)」を記入してください。※控除対象扶養親族が非居住者である場合は「(非居住者)」を記入してください。
- 中途就職で前職分も含めて年末調整した場合は、前職名等を記入してください。※記入がないために、過大に課税される場合があります。
- 普通徴収の場合は、普通徴収仕切り紙に記載している理由の略号（A～E）を必ず記入してください。※記入がないために、特別徴収とみなす場合があります。
- ひとり親に該当する場合は○を記入してください。※ひとり親とは、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、現に婚姻をしておらず、受給者と生計を一にする子を有する者をいいます。※合計所得金額500万円超、又は、受給者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合は、該当なりません。
- 給与支払者のマイナンバー（個人番号又は法人番号）を記入してください。
- 未成年者（平成18年1月3日以後生まれ）に該当する場合は○を記入してください。
- 退職所得の金額のある配偶者（退職所得を含めない合計所得金額が133万円以下に限る）又は扶養親族がいる場合、「摘要」欄に下記を記入してください。配偶者(扶養親族)の氏名、氏名の前に(退)、配偶者(扶養親族)である旨、生年月日、住所、障害又は特別障害者である場合にはその旨、非居住者である場合にはその旨(控除対象扶養親族の場合には該当する要件に応じて「O1」から「O4」のうちいずれかの数字を併せて記入してください)、退職所得の金額を含めない合計所得金額の見積額、本人が寡婦又はひとり親である場合にはその旨。また、「5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号」欄には括弧書きの数字とマイナンバーの間に(退)を記入してください。

(※1)同一生計配偶者…受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の方。
(※2)控除対象配偶者…同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である受給者の配偶者を指す。
(※3)源泉控除対象配偶者…受給者(合計所得金額が900万円以下)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下の方。
(※4)非居住者…国内に住所（生活の本拠）がなく、1年以上居所（生活の本拠ではないが現実的に居住している場所）もない個人。

各扶養親族に該当する生年月日	
特定扶養	平成13年1月2日～平成17年1月1日生
老人扶養	昭和29年1月1日以前生
その他扶養	昭和29年1月2日～平成13年1月1日生、平成17年1月2日～平成20年1月1日生
16歳未満	平成20年1月2日以後生

未成年者に該当する生年月日	
未成年者	平成18年1月3日以後生

6 給与所得者の異動による届出

給与支払報告書を提出した後、給与所得者が退職や転勤等により異動した場合は、速やかに「市民税・県民税特別徴収のしおり」中の「給与所得者異動届出書」を提出してください。
※「給与所得者異動届出書」等の各申請書は、青森市ホームページの「くらしのガイド」>「税金」>「個人市民税」>「個人市民税の特別徴収に関すること」からダウンロードすることもできます。
※特別徴収対象の外国人が帰国などに伴い退職する際に未徴収税額がある場合には、一括徴収した旨の異動届出書の提出をお願いします。また、納税管理人の申告書を添付してください。

7 eL T A Xや光ディスク等による提出

給与支払報告書は、eL T A Xや光ディスク等の電子的方法により提出することができます。これらの方法で提出した場合、紙による提出は不要であり、電子的方法により税額通知を受けることもできるため、提出枚数が多い、または提出先の自治体が多いなどの場合には大変便利です。
eL T A Xの利用は無料であり、給与所得者異動届出書の提出も可能ですので、是非ご利用ください。

- ※ eL T A Xホームページ：https://www.eltax.lta.go.jp
- ※ 普通徴収として提出するものについては、摘要欄に特別徴収できない理由の略号（A～E）を記入した上で普通徴収欄にチェックしていただくことになります。
- ※ 令和3年1月提出分より、前々年の税務署への源泉徴収票の提出が100枚以上あった事業所は、市町村への給与支払報告書の提出方法をeL T A Xや光ディスク等にするよう義務づけられています。
- ※ 令和6年度から特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化が開始となります。特別徴収税額通知（納税義務者用）の受け取りを電子データで希望される場合は、eL T A Xで給与支払報告書を提出する際に「納税義務者用通知：電子データをeL T A Xで受け取る」を選択してください。電子化は選択制となっていますので、従来通り書面により通知を受け取ることも可能です。
また、令和6年度より特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子データ（副本）送付が廃止となります。（令和3年度の税制改正による決定事項）。廃止となる電子データ（副本）は、eL T A X・光ディスク等により提供していただきます。これまで副本データを受け取っていた事業者の皆様におかれましては、令和6年度より「正本の電子データ（eL T A Xによる送信）」または「書面による正本通知」のどちらか2択となりますのでご注意ください。

問い合わせ先

青森市 税務部 市民税課 特別徴収チーム
〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号
TEL (017) 734-5197 (直通) FAX (017) 734-5190
URL http://www.city.aomori.aomori.jp/